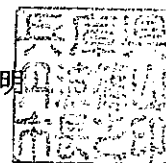


丹波篠山市告示第 70 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
藤岡口地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和元年 7 月 16 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体数 4 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
中心経営体はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
・特になし。
- 6 地域農業の将来のあり方  
【農地】担い手の確保は困難な状況にあるが、地域が一体となり、集落の農地は我々  
で守る方向で荒廃地が出ないように努める。  
【農作業】集落内の協議により、農作業の共同化をすすめ、効率的な作業を実施する。  
【機械・施設】黒大豆脱粒機、乾燥機の共同利用は既に取り組んでいるが、今後は共  
同作業を行い、労働力の縮小に取り組む。  
【担い手】集落内の担い手が皆無ではないので、若い世代との交流を深める会を設け  
て意見交換し、今後の地域活性化について話し合う。